下水暗きょの目的外使用許可要綱

　（目的）

第１条　この要綱は、木曽川右岸流域下水道管理者が管理する暗きょ（以下「下水暗きょ」と　いう。）の使用許可等に関し、下水道法（昭和３３年法律第７９号）、地方自治法（昭和２　２年法律第６７号）、岐阜県行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収条例（昭和３９年条　例第７号）、岐阜県公有財産規則（昭和３９年規則第４８号）に基づき下水暗きょの目的外　使用許可等に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用許可の範囲）

第２条　下水暗きょの目的外使用の許可は、国、地方公共団体、電気通信事業法(昭和５９年法律第８６号)第１２０条第１項に規定する認定電気通信事業者又は放送法（昭和２５年法律第１３２号）第１２９条第１項に規定する登録一般放送事業者(その設置する有線電気通信設備を用いて同法第２条第３号に規定する一般放送の業務を行う者に限る。)が、下水暗きょに電線及び下水道法施行令(昭和３４年政令第１４７号)第１７条の２に規定する物件(以下「電線等」という。)を自己の事業の用に供するために設置し、かつ、使用するときに限り、行うことができるものとする。

（使用許可の申請）

第３条　下水暗きょの使用許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した別記様式第１に定める様式により岐阜県流域浄水事務所長（以下「所長」という。）に申請しなければならない。第６条の規定により受けた使用許可に関する事項を変更しようとするときも、同様とする。

一　使用しようとする者の氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

　二　行政財産の名称、種類及び数量並びに所在地、使用延長、設置箇所

　三　使用目的及び用途

　四　使用期間

　五　工事期間

　六　希望使用料

　七　工作物の構造及び下水道の復旧方法

　八　工事実施の方法

　九　使用許可取消しに伴う損失補償請求権に関する事項

　十　その他必要な事項

　（下水暗きょの使用許可の基準）

第４条　所長は、下水暗きょの使用について第３条の申請があったときは、電線等が次に掲げる要件に該当するものである場合に限り、下水道法第２５条の２９及び岐阜県公有財産規則第１５条の規定により使用を許可することができる。

一　電線等を設置する箇所が下水の排除及び下水暗きょの管理上支障のない箇所であるこ　　と。

　二　電線等を設置する下水暗きょの断面積に占める当該電線等の断面積の割合が原則とし　　て１パーセント以下であり、かつ、電線の本数が下水の排除及び下水暗きょの管理上支障　　のない本数であること。

　三　電線等の構造が堅牢で、かつ、表面が平滑であって、耐久性、耐蝕性及び耐水性のあるものであること。

　四　電線等の設置に関する工事及び維持管理の方法は、下水暗きょの構造及び機能に影響を及ぼさないものであり、かつ、所長の監理のもとに行われること。

　五　電線等は、原則として電圧のかからないものとすること。

　六　その他流域下水道管理上支障とならないものであること。

　（使用許可の期間）

第５条　使用許可の期間は、５年以内とする。ただし、必要に応じて５年を超えない範囲で更新することができる。

２　前項ただし書の規定により更新使用の許可を受けようとする者は、使用許可の期間満了前３０日までに別記様式第１に定める様式により所長に申請しなければならない。

（使用許可）

第６条　下水暗きょの使用を許可、変更、更新するときは、申請者に下水暗きょ使用許可書（別記様式第２）を交付する。

（使用料）

第７条　下水暗きょの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、岐阜県行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収条例第２条第１項の規定により、別表に掲げる使用料を毎年度その年度の使用料の全額を別途知事の指定する期限までに納入することとする。

（使用料の納付）

第８条　使用者は、使用を開始する日までにその年度の全額を納付しなければならない。ただし、使用の期間が翌年度以降にわたる使用許可に係る翌年度以降分の使用料は、毎年度、当該年度分を当該年度の４月３０日までに納付するものとする。

附　則

この要綱は、平成１１年２月２３日から施行する。

この要綱は、平成１５年２月１４日から施行する。

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

この要綱は、平成２７年７月１９日から施行する。

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

この要綱は、令和３年１１月１日から施行する。

別表（第７条関係）

　　　　 使用料（知事が別に定める額）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　　　　　　　　　　別 | | 単　　　　位 | 使 用 料 |  |
| 電 線 等 | 電線外径１０ミリメートル未満 | 電線等が設置される  下水暗きょの長さ１  メートルにつき１年 | １，１９９ |
| 電線外径１０ミリメートル以上２０ミ  リメートル未満 | １，４９８ |
| 電線外径２０ミリメートル以上３０ミ  リメートル未満 | １，８７２ |
| 電線外径３０ミリメートル以上４０ミ  リメートル未満 | ２，２４５ |
| 備考　１　金額の単位は、円とする。  　　　２　電線等が設置される下水暗きょの長さが１メートル未満であるとき又はこ  れの長さに１メートル未満の端数があるときは、１メートルとして計算する  ものとする。 | | | |

１　上の表に定めるところにより算出した額に１００分の１１０を乗じて得た額（その額に１円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てる。）の使用料を納付しなければならない。

２　使用の期間が１年未満であるとき又は当該期間に１年未満の端数があるときの使用料の

　額は、当該１年未満の期間については、月割で計算する。この場合において、なお１月未

　満の端数があるときは、１月として計算する。

様式第１（第３条関係）

新 規

変 更

更 新

下水暗きょ使用許可申請書

　　　　年 　月 　日

岐阜県流域浄水事務所長 様

〒

申請者 住 所

氏 名

担当：

TEL

次のとおり下水暗きょの使用の許可を受けたいので申請します。

記

１ 行政財産の名称、種類及び数量並びに所在地、使用延長、設置個所

所在地

名称、延長

設置個所

２ 使用目的及び用途

３ 使用期間

４ 工事期間

５ 希望使用料

６ 工作物の構造及び下水道の復旧方法

工作物の構造

下水道の復旧方法

７ 工事実施の方法

８ 使用許可取消に伴う損失補償請求権に関する事項

９ その他必要な事項

（添付書類等）

様式第２（第６条関係）

下 水 暗 き ょ 使 用 許 可 書

岐阜県指令　浄　第　　　号

申請者　住　所

氏　名

　　　　　年　月　日付で申請のあった行政財産の使用については、下水道法（昭和３３年法律第７９号）第２５条の２９及び地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３８条の４第７項の規定により、次の条件を付して許可します。

　なお、この許可について不服があるときは、この許可があったことを知った日の翌日から起算して、６０日以内に岐阜県流域浄水事務所長に審査請求をすることができます。

　　　　　　　　年　　月　　日

岐阜県流域浄水事務所長　　　　　　　　印

記

１　使用許可物件

　　所在地

　　名称、使用延長

　　設置箇所

２　使用目的及び用途

３　使用期間

　　　　　　 　　年　月　日から 　　年　月　日まで

　　　　　　なお、使用期間が満了したときは、岐阜県公有財産規則第１９条の規定により

　　　　　　期間更新の申請をしなければならない。

４　工事期間

５　工事実施の方法

６　使用料金及び延滞金

（１）使用料は、年額　　　　円とする。

（２）使用料は、知事の発する納入通知書により指定期日までに納入しなければならない。

（３）指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、

　　県税の延滞金の例により計算した金額の延滞金を支払わなければならない。

７　使用料の改訂

　　知事は、経済情勢の変動、岐阜県条例の改廃、その他事情の変更に基づいて特に必要があると認める場合には、使用料を改訂することができる。

８　経費の負担等

　　使用許可物件の維持保存のため通常必要とする経費並びに当該物件に附帯する電話、暖房、電気、ガス及び水道等の使用料金は、使用を許可された者（以下、使用者という。）

　の負担とする。

９　使用上の制限

（１）使用許可物件は、下水道法第２５条の２９及び地方自治法第２３８条の４第７項に規定する制限の範囲内で使用されるものであり、使用者は、常に善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

（２）使用者は、使用を許可された期間中使用許可物件を使用目的以外の用途に供してはならない。

（３）使用者は、使用許可物件について、修繕、模様替その他の行為をしようとするとき又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって岐阜県流域浄水事務所長の承認を受けなければならない。

1. 転貸の禁止

使用者は、使用許可物件を他の者に転貸してはならない。

11　使用許可の取消し又は変更

（１）岐阜県流域浄水事務所長は、次の各号の一に該当するときは、使用許可の取消し又は変更をすることができる。

　　　ア　使用者がこの許可条件に違反したとき。

　　　イ　県において使用許可物件を必要とするとき。

（２）使用許可の取消しが行われた場合においては、使用者は、使用許可物件に投じた改良のための有益費、修繕費等の必要費及び立退料等の請求をしないものとする。ただし、岐阜県流域浄水事務所長が特に承認したときは、この限りではない。

12　使用者の原状回復義務

（１）使用許可が取消されたとき又は使用期間が満了したときは、使用者は、事故の負担で

　　岐阜県流域浄水事務所長の指定する期日までに使用許可物件を原状に復して返還しなければならない。ただし、流域浄水事務所長が特に承認したときは、この限りではない。

（２）使用者が原状回復義務を履行しないときは、岐阜県流域浄水事務所長は、使用者の負担においてこれを行うことができる。この場合において、使用者は、なんらの異議を申し立てることができない。

13　使用者の損害賠償義務

（１）使用者は、その責めに帰する事由により使用許可物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による使用許可物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、当該使用許可物件を原状回復したときは、この限りでない。

（２）前記の場合のほか、使用者は、使用許可物件の使用により県に被害を与えたときは、知事の指示するところに従いその損害を賠償しなければならない。

14　実地調査等

　　岐阜県流域浄水事務所長は、使用許可物件について随時に実地調査をし、又は所要の報告を求め、その維持及び使用に関し必要な指示をすることができる。

15　その他

　　この許可条件に疑義のあるとき、その他使用許可物件の使用について疑義を生じたとき

は、すべて岐阜県流域浄水事務所長の決定するところによるものとする。